

広島文化学園大学看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）に基づき看護学部の履修及び単位の認定等に必要な事項を定める。

(配当年次)

第2条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

2 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修、修得することを原則とする。

3 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。但し、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

4 長期履修学生には配当年次を定めないが、履修順序を別表第3に定める。

(履修登録及び登録の上限)

第3条 学生は履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 各セメスターの履修登録単位数の上限を24単位とする（CAP制）。ただし、GPAが一定水準を上回る成績優秀学生など教育課程委員会が必要と認めた者はその限りではない。

7 休学や病気欠席等のやむを得ない理由で、授業科目を履修できなかった者の履修登録単位数の上限は上記にかかわらず、24単位とする。

8 次に掲げる科目は、CAP制に含まないものとする。

(1) 教職課程に関する科目

(2) 卒業研究

(3) 集中講義による授業科目

(授業の不開講)

第4条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者数が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

(単位認定)

第5条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

2 単位の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(成績評価)

第6条 試験等の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)をもって表し、可以上を合格とし、所定の単位が認定される。不可は不合格とし、単位は認定されない。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

評価基準	評価	成績表の表記	単位認定	GP
90点～100点	秀	S	認定	4
80点～89点	優	A	認定	3
70点～79点	良	B	認定	2

60点～69点	可	C	認定	1
59点以下	不可	D	不認定	—
未受験（受験資格有り）		T	不認定	—
未受験（受験資格無し）		Z	不認定	—
既修得単位認定	認定	N	認定	—
履修中		R	—	—

3 前項の成績評価を基に、単位あたりの成績評価平均値（GPA 値）を、以下の方法で算出する。

$$\frac{(\text{秀 (S)の単位数} \times 4 + \text{優 (A)の単位数} \times 3 + \text{良 (B)の単位数} \times 2 + \text{可 (C)の単位数} \times 1) \times 25}{\text{成績評価を受けた科目の総単位数}}$$

（追試験）

第7条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願（様式1）とその事由を証明する書類（医者の診断書、事故又は延着証明書等）を提出し、認められれば追試験を受けることができる。但し、追試験手数料として500円を納入しなければならない。

（再試験）

第8条 期末試験不合格者は、再試験受験願（様式1）を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。但し、再試験受験者は再試験手数料として1,000円を納入しなければならない。

2 補習実習を行う学生は、実習費用として一日1,000円を納入しなければならない。

（試験での不正行為）

第9条 試験等において不正行為をした者、もしくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

（臨地実習）

第10条 臨地実習は1年次後期以降に行う。

2 実習の履修条件については、別途定める。

（養護実習）

第11条 養護実習は4年次に行う。

2 養護実習の履修条件、実施方法等については、別途定める。

（教育実習）

第12条 教育実習は4年次に行う。

2 教育実習の履修条件、実施方法等については、別途定める。

（看護師国家試験受験資格）

第13条 卒業の認定を受ける看護学部看護学科の学生が保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、看護師国家試験受験資格を有することができる。

（保健師国家試験受験資格）

第14条 卒業の認定を受ける看護学部看護学科の学生が保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、保健師国家試験受験資格を有することができる。

（認定強化コース）

第15条 救急看護強化コース、認知症看護強化コース及び精神保健看護強化コースの認定に必要な履修単位を取得した学生には、それぞれのコースの修了認定証を授与する。

（養護教諭一種免許状）

第 16 条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、養護教諭一種免許状の授与資格を取得することができる。

（高等学校教諭一種免許状（看護））

第 17 条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、高等学校教諭一種免許状（看護）の授与資格を取得することができる。

（進級制の併用）

第 18 条 2 年次から 3 年次への進級については、別途定める。

（卒業の認定）

第 19 条 本学部を卒業するためには、学生は、4 年以上（2 年次編入学生においては 3 年以上、3 年次編入学生においては 2 年以上）在学し、学則第 44 条に定めた卒業の要件を満たさなければならない。

（その他）

第 20 条 本規程に定めるものの他、必要な事項については、看護学部教授会の議を経てこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 6 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 7 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 8 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 9 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 11 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 12 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。（一部改正）（履修登録の上限変更）
- 13 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）（養護実習、高等学校教諭一種免許状（看護）追加）
- 14 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条（授業の不開講）の追加）
- 15 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条（一部改正））
- 16 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条 6（一部改正）（GPA 削除）、第 5 条（一部改正）（精神保健福祉士削除、4/5 以上の出席の廃止）、第 10 条（一部改正）（臨地実習年次変更）、第 15 条（精神保健福祉士国家試験受験資格削除）、第 18 条（進級制の併用））